

第2次富士見市教育振興基本計画（案）

（平成30年度～平成34年度）

富士見市教育委員会

目 次

P1	第1章 計画の策定にあたって
1	1 計画策定の趣旨
2	2 計画の位置付け
3	3 計画の期間
4	4 教育を取り巻く社会の動向
7	5 第1次富士見市教育振興基本計画の総括

P12	第2章 富士見市の教育がめざす姿
12	1 基本理念
13	2 めざす市民像
15	3 基本方針

P17	第3章 施策の展開
17	施策の体系

19	基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進
19	基本目標1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成
26	基本目標2 人との交流や感動体験を通した豊かな心の育成
32	基本目標3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成
36	基本目標4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進

40	基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進
40	基本目標1 家庭・地域の教育力の向上
42	基本目標2 生涯にわたる学習機会の提供と学びのネットワークの推進
45	基本目標3 学びあう地域社会を創る活動の推進
48	基本目標4 著らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進
50	基本目標5 郷土遺産の継承と文化芸術の振興
53	基本目標6 誰もが親しめる生涯スポーツの推進

56	基本方針Ⅲ 組織の総合力を生かした教育の推進
56	基本目標1 開かれた教育委員会運営の推進
57	基本目標2 計画的で効果的な教育行政の推進
58	基本目標3 教育委員会と関連部局との連携

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、グローバル化・高度情報化の進展、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化など、私たちを取り巻く社会状況は大きく変化しています。また、市民一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化とともに、地域における人間関係の希薄化が進んでいます。

子どもの教育をめぐる状況では、家庭や地域における教育力の向上、いじめ・不登校の解決、基本的な生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上などが課題となっています。

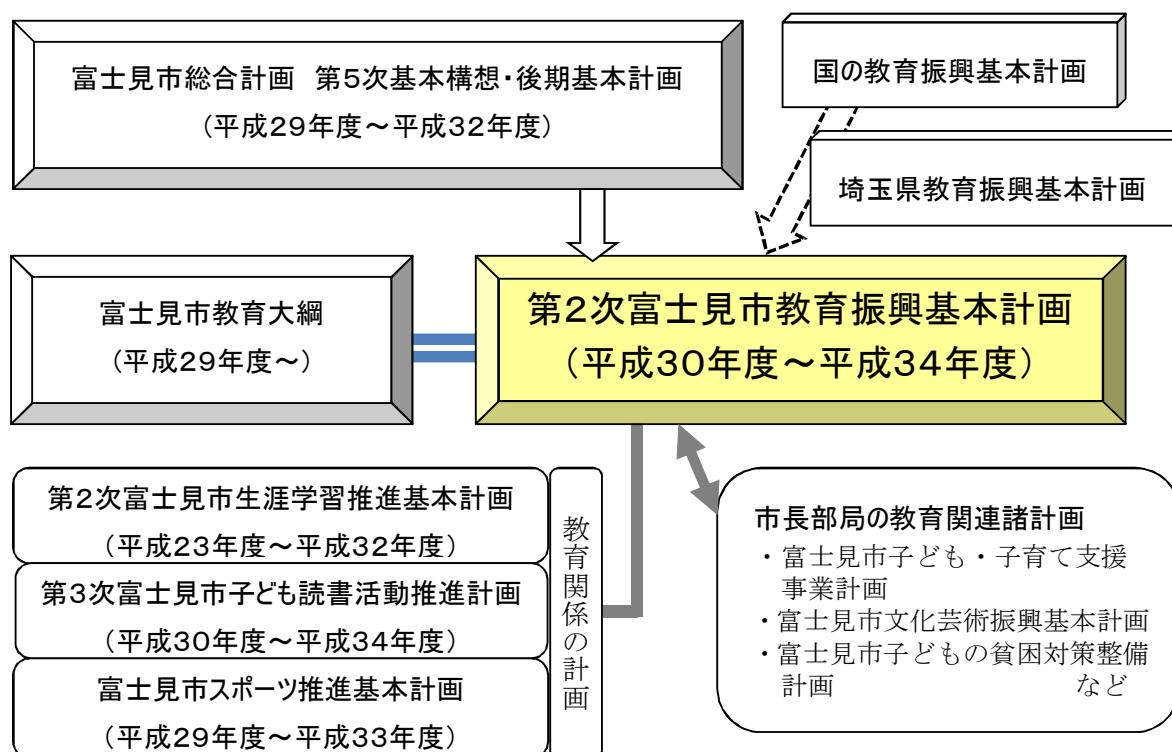
このような中、国は平成18年12月、60年ぶりに教育基本法を改正し、教育振興基本計画を策定するとともに、地方公共団体に独自の教育振興基本計画の策定を促しました。国の教育振興基本計画は、平成30年度、第3期計画が策定される予定です。（計画期間：平成30年度から平成34年度）埼玉県においては、現行の第2期埼玉県教育振興基本計画の計画期間が平成30年度までであることから、現行計画の進捗状況や県の各種計画などを踏まえるとともに、国の教育振興基本計画を参照しながら、第3期となる平成31年度からの教育の基本目標と施策の体系を明らかにするとしています。

本市では、平成29年度に富士見市教育大綱を策定し、本市が目指すべき教育の根源となる「いのち」の尊さや人間尊重を基本理念として示しました。また、富士見市総合計画第5次基本構想に基づく後期基本計画も平成29年度から始まりました。

本計画は、これらの計画等を基に、第1次計画の5年間（平成25年度から平成29年度）を振り返るとともに、今後5年間に予想される社会の変化等を踏まえ、中長期的な展望にたった本市がめざすべき教育の基本的な方針とそのための施策を改めて明らかにし、総合的・計画的に推進するため定めるものです。

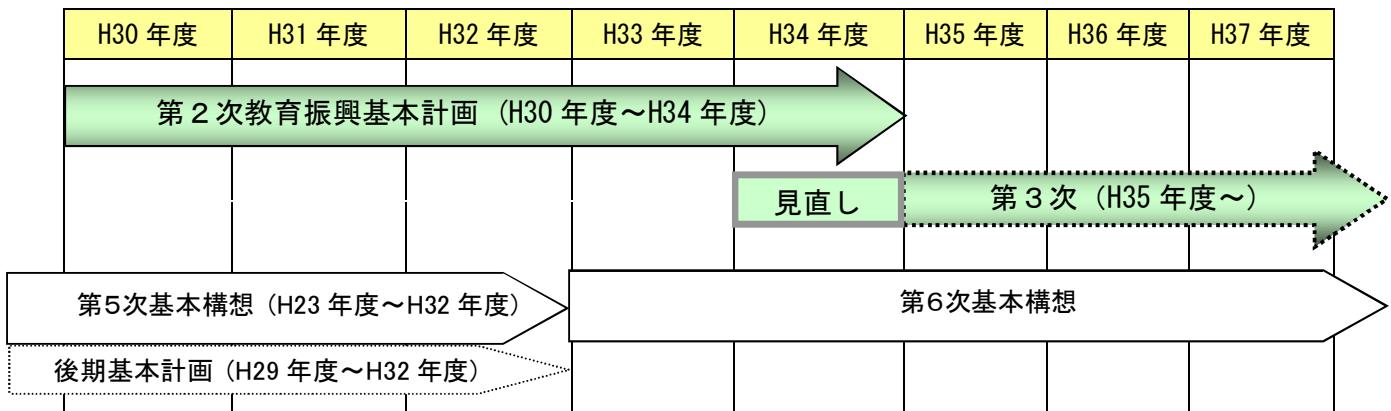
2 計画の位置付け

- 教育基本法に基づく国の教育振興基本計画及び第2期埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を踏まえ、策定したものです。
- 富士見市総合計画第5次基本構想・後期基本計画を上位計画とします。
- 本計画は教育委員会の所管事務を対象とし、教育に関する諸計画との整合を図り策定したものです。



3 計画の期間

富士見市総合計画第5次基本構想の基本計画における進捗を踏まえながら、教育を取り巻く社会状況等の変化に対応するため、計画期間を平成30年度から34年度までの5年間とします。



4 教育を取り巻く社会の動向

①少子高齢化と人口減少社会の到来

○日本の人口は平成17年に初めて減少に転じ、65歳以上の人口の割合（高齢化率）は27.3%という高齢社会に入っています。（内閣府「平成29年版高齢社会白書」より）
本市の高齢化率は、24.2%です。（平成29年10月31日現在）

○日本の合計特殊出生率*1は、平成17年に過去最低である1.26まで落ち込んだ後、近年は微増傾向にありましたが、平成28年は1.44となり、前年（1.45）を下回りました。依然として人口維持に必要とされている2.08を下回っています。

○少子化の進行により、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少による経済力の低下や家庭の養育力、介護力、地域活力の低下などへの影響が懸念され、安心して子どもを生み育てることができる子育て環境の整備や、働き方の見直しにより仕事と生活を調和させるワーク・ライフ・バランス*2を実現することが求められています。

②地域コミュニティの希薄化

○都市化や核家族化の進行などが背景となって、地域のつながりが希薄になり、子どもたちをはじめとする地域の人々を取り巻く環境が変化するなど、地域コミュニティの衰退が問題となっています。とりわけ、いじめや不登校、児童虐待、貧困の連鎖など、課題を抱え孤立しがちな家庭に対する支援が求められています。

○年齢や性別、障がいの有無にかかわりなく、誰もがともに支えあい、安心して生活ができる地域社会の実現が求められています。

③ライフスタイルの多様化とNPOなど新たな社会参画の進展

○都市化や核家族化の進行、就労形態の変化などにより、人々のライフスタイルが多様化するとともに、心の豊かさを重視し、一人ひとりの個性を尊重する価値観への変化がみられます。

○団塊の世代の大量退職などを背景として、ボランティア活動への関心が高まるとともに、多様化する市民ニーズに応えるためにNPOなどの市民団体が新たな公共サービスの担い手となったまちづくり活動が拡がっています。

④高度情報ネットワークの進展

- 日本はインフラ整備の時代を経て、ICT*3の発達と普及により、いつでも、どこでも、誰でも世界中につながる情報ネットワークを利用できる社会への進展がみられます。
- 行政サービスの高度化、行政手続きの簡素化・効率化、地域の課題解決などに向け、電子自治体を推進し、市民の利便性を向上することが求められています。
- 個人情報の保護、情報セキュリティや情報モラルの確保とともに、インターネットや携帯電話による犯罪など、情報化に伴う問題への対応が必要です。

⑤グローバル化の進展

- 世界的規模での経済活動やインターネットなど情報技術の高度化により、人、情報、文化などの交流が活発化しており、今後もグローバル化が一層進展すると考えられます。
- 地域が直接、世界と結ばれることが可能になり、地域独自の歴史や文化を生かし、その魅力を広く発信できる人や地域づくりが求められています。
- 同じ地域で生活する外国人との良好なコミュニケーションや地域コミュニティを築くなど、多文化共生のまちづくりを進める必要があります。

⑥環境問題の深刻化

- 大気や水質、土壤汚染、騒音や振動、廃棄物、自然保護や生態系の問題、地球温暖化・気候変動などの環境問題は、身近なものから地球規模のものまで幅広い問題に直面しています。
- 環境問題の解決には、省資源、省エネルギー、リサイクルや再生可能エネルギー利用の取組みなど、ライフスタイルや社会システムの見直しが求められています。

⑦防災意識の高揚

- 東日本大震災をはじめとする自然災害などを教訓として、防災への備えや安全・安心な環境を確保する意識が高まっています。

○学校では、児童生徒が危険を予知し、危機に直面した際に適切に判断し行動できる、生き抜く力をはぐくむ防災教育を学校と地域社会が一体となって取り組むことが求められています。

⑧地方分権型社会への移行

○地域主権改革一括法などにより、地方自治体へ権限が委譲され、地域が自ら地域課題を解決し、主体的に地域を運営していくことが必要となっています。

○地方分権型社会では、市民参画を推進し、市民と行政がそれぞれの役割を果たしつつ、協働のまちづくりを進めることにより、ゆとりと豊かさを実感できる地域社会を築いていく必要があります。

*1 合計特殊出生率　15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

*2 ワーク・ライフ・バランス　一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

*3 I C T　Information and Communication Technology の略。情報(information) や通信(communication) に関する技術(technology) の総称。

5 第1次富士見市教育振興基本計画の総括

第1次計画（平成25年度～平成29年度）では、本市の教育行政を推進していくための基本的な考え方として掲げた基本理念「学びあい 人がつながり 一人ひとりが輝く富士見の教育」の実現に向け、様々な施策を推進してきました。

また、第1次計画に位置付けた主要な施策を対象に、第三者の視点による客観性を確保する観点から、学識経験者による事務事業の点検・評価を実施し、事業年度ごとに事業の見直しや改善策に取り組み、各施策の進捗状況を検証してきました。

各施策の主な取組みは着実に進められ、それぞれ一定の成果をあげていることから、第1次計画の基本理念や3つの基本方針、13の基本目標の方向性は評価することができますが、第1次計画における課題については、未だ取組みの成果が十分でない施策や、今後より一層推進すべき施策が存在することから、基本理念の実現に向けた取組みを引き続き進めていく必要があります。

のことから、第2次計画においては、基本的な考え方は第1次計画を踏襲し、基本理念は変更せずに、3つの基本方針の方向性を継続したうえで、これまでの施策の見直しによる実現性・実効性の高い計画とし、今後の充実と発展、質の向上に努めます。

さらに、第1次計画策定以降、社会情勢の変化等により発生した新たな課題に対応するための施策を本計画に盛り込み、課題解決に向けた取組みを推進します。

第1次富士見市教育振興基本計画期間中の主な新規事業等（平成25年度～平成29年度）

基本方針I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

基本目標1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成

【確かな学力の定着】

- ・教師用手引き「富士見スタンダード」の作成
(国語：平成26年度、算数・数学：平成27年度)
- ・「夏のチャレンジ」の作成
(小学校1年生から中学校2年生までの家庭用学習教材・平成25年度から)
- ・思考力アップ問題
(小学校1年生から中学校3年生までの国語において、思考力を問われる発展的な内容に対応した学習の問題を取り上げ、その方策を示したもの・平成27年度から)
- ・5 days チャレンジ
(家庭学習の習慣化や家庭における過ごし方の向上を狙い、日々の生活を1週間チェックする・平成27年度から)

【特別支援教育の充実】

○通級指導教室の新設

- ・難聴・言語障がい通級指導教室

「あいりす」(諏訪小学校に設置・平成25年度)

「あいりす☆ふじみ野」(ふじみ野小学校に設置・平成28年度)

- ・発達障がい・情緒障がい通級指導教室

「ACE」(ふじみ野小学校に設置・平成27年度)

「せせらぎ」(富士見台中学校に設置・平成29年度)

【英語教育、国際理解教育の充実】

○小学校高学年の英語の教科化(平成32年度から)への対応

- ・英語指導力ブラッシュアップ研修

(小学校の教員向けの研修・平成28年度から4年間で計88人を対象とする計画)

- ・イングリッシュ・サマー・キャンプ

(小学校5年生希望者向けの夏休みの英語教室・平成28年度から)

- ・英語教育指導助手(AET)の増員

(平成28年度から1名増員)

※平成30年度からさらに2名増員し、計8名とする予定

- ・小学校英語教育プロジェクトチームを組織

(イングリッシュ・サマー・キャンプや英語指導力ブラッシュアップ研修の運営を担当・平成22年度から継続していた「小学校外国語活動プロジェクトチーム」を平成28年度から改称したもの)

基本目標2 人の交流や感動体験を通した豊かな心の育成

【人権教育の充実・道徳教育の充実】

○いじめの根絶に向けて

- ・「いじめのない学校づくり子ども宣言」

(いじめのない学校づくり子ども宣言実行委員会による・平成25年度)

- ・「いじめのない学校づくり子ども会議」の開催

(いじめのない学校づくり子ども会議実行委員会によって年1回開催・平成25年度から)

- ・「いじめ防止条例」の制定(平成27年度)※所管は市長部局(子育て支援課)

- ・「いじめ防止基本方針」の策定(平成27年度)

- ・「いじめのない学校づくり委員会」の設立(平成27年度)

【教育相談体制の充実・生徒指導の充実】

○教育相談・不登校への取組み

- ・「ピア・サポート」の実施

(児童生徒が相互の人間関係を豊かにするための知識やスキルを身につけ、仲間を思いやり支える実践活動・平成25年度から)

- ・「小中連携支援シート」の活用
(不登校未然防止等のための小中学校の指導・支援の引継ぎシート・平成26年度から)
- ・「教育支援シート」の活用
(上記「小中連携支援シート」を発展させ、小学校から中学校への引継ぎだけでなく、小中学校9年間を記録し、引き継いでいくものとした・平成29年度から)
- ・スクールソーシャルワーカーの増員 (平成29年度)

基本目標3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成

【学校体育の充実】

- ・教師用手引き「富士見スタンダード」の作成 (体育: 平成28年度)

基本目標4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進

【教職員の資質向上】

- ・「若手教員育成指導員」の配置
(退職した元校長などによる、2～5年目の若手教員の指導・平成29年度から)
- ・「教員指導力向上研修会」の開催 (平成29年度から)
- ・校務用コンピュータ（シンクライアント）及び成績処理等システムの導入
(平成28年度)

【異校種間連携の推進】

- ・「小中一貫型教育研究委員会」の発足 (平成26年度)

【学校施設・設備の整備】

- ・小中学校エアコン設置工事 (全普通教室及び一部の特別教室・25年度)
- ・大規模改造工事 ※年度は完了時
平成25年度：水谷小学校南校舎・勝瀬小学校トイレ・針ヶ谷小学校校舎・
富士見台中学校体育館・本郷中学校トイレ
平成26年度：富士見特別支援学校校舎・水谷東小学校トイレ・勝瀬中学校トイレ
平成27年度：南畠小学校校舎
平成28年度：鶴瀬小学校校舎・水谷小学校トイレ・諏訪小学校体育館

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標1 家庭・地域の教育力の向上

【家庭教育の支援】

- ・「家庭教育支援会議」の設置
(家庭教育支援施策に関する教育委員会内部の連絡会議・平成28年度)

- ・「家庭学習応援事業」スタート
(小学校5年生及び中学校3年生の希望者を対象に、民間委託により公民館で学習を行う事業。公民館での居場所づくり・仲間づくりを通して、家庭学習の習慣化・学力向上を目指す・平成29年度から)
- ・「子育て応援の勉強室」(水谷東公民館・平成26年度から)
- ・「親の学習講座」スタート(水谷公民館・平成27年度から)
- ・「家庭教育支援講座」スタート(南畠公民館・平成28年度から)

基本目標2 生涯にわたる学習機会の提供と学びのネットワークの推進

【多様な学習機会の充実】

- ・子ども大学☆ふじみ(平成24年度から)
※平成28年度に子ども大学☆ふじみ5周年記念公開講座開催
「探検！驚きの恐竜の世界」(講師：「恐竜くん」こと田中真士さん)

【生涯にわたる学習支援体制の充実】

- ・公共施設予約システムの導入(平成28年度)

基本目標3 学びあう地域社会を創る活動の推進

【地域社会を創る学びあいの機会の充実】

○公民館の新規事業

- ・サロン運営事業(水谷公民館・平成27年度から)
- ・水谷公民館企画運営委員会設立(平成27年度から)
- ・水谷小学校区まちづくり協議会支援(水谷公民館・平成27年度から)
- ・南畠地域まちづくり協議会地域活動計画支援(南畠公民館・平成28年度から)
- ・勝瀬小学校区まちづくり協議会支援(鶴瀬公民館・平成27年度から)

【安全・安心な地域拠点としての施設の運営・整備】

○公民館施設の改善(主な工事)

鶴瀬公民館

- ・給排水管更生工事
(平成27年9月24日～平成27年11月30日 完全休館)

南畠公民館

- ・耐震補強及びエレベーター設置工事
(平成25年10月1日～平成26年3月31日 完全休館)
- ・空調設備更新工事
(平成27年10月1日～平成28年2月29日 部分休館)

水谷公民館

- ・給排水管及び空調設備更新工事
(平成27年3月9日～平成27年5月31日 完全休館)

水谷東公民館

- ・耐震補強及びエレベーター設置工事

(平成25年11月25日～平成26年4月13日 完全休館)

- ・給排水管及び空調設備改修工事

(平成29年12月1日～平成30年2月28日 完全休館)

基本目標4 暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進

【子ども読書活動の推進】

- ・「第2次富士見市子ども読書活動推進計画」の策定（平成25年度）

【図書館サービス網の拡充と快適な読書空間の提供】

- ・中央図書館改修工事（平成29年度）※平成30年4月再開

基本目標5 郷土遺産の継承と文化芸術の振興

【水子貝塚資料館・難波田城資料館の充実】

- ・社会科展の開催（平成28年度から）
- ・市民学芸員養成講座（平成26年度及び平成29年度、3年に1回開催）
- ・復元竪穴住居改修工事（平成25～平成29年度、毎年1棟実施）※水子貝塚資料館
- ・ふじみ☆ジュニア考古学クラブ（平成25年度から）※水子貝塚資料館
- ・難波田城公園 古代蓮開花時期の早朝開園（平成26年度から）
- ・旧金子家住宅茅屋根修繕及び水堀浚渫工事（平成26年度）※難波田城資料館
- ・難波田城公園 菖蒲田改修工事（平成28年度）

基本目標6 誰もが親しめる生涯スポーツの推進

◎「富士見市スポーツ推進計画」の策定（平成29年度）

【生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実】

- ・子どもスポーツ大学☆ふじみ（平成26年度から）

【生涯スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実】

- ・富士見ガーデンビーチ改修工事（平成28年度）
- ・富士見市民総合体育館リニューアル（平成29年5月再開）

※市民総合体育館の工事等による休館期間

平成26年4月1日～平成27年1月8日 全館休館

平成27年1月9日～平成28年7月18日 サブアリーナ棟のみ開館

平成28年7月19日～平成29年5月6日 全館休館

1 基本理念

学びあい 人がつながり 一人ひとりが輝く

富士見の教育

私たちは、自らを大切にし、他者も大切にすることを基本としたうえで、学校や社会など、様々な場を通して学んでいきます。学んでいく過程での新しい発見や出会いには、喜びがあります。この学ぶ喜びが、子どもたちには将来への夢と希望をはぐくむこと、大人には自己実現を図ることにつながっていきます。そして、学びの成果がより豊かな生活とまちづくりに生かされることが期待されます。

私たちは、このようにそれぞれの世代で、様々な知識や技能を習得し、学びあいながら、人と人とのつながり、ともに励ましあい、高めあい、支えあう人間関係をつくり、一人ひとりが輝く富士見市の教育をめざします。

2 めざす市民像

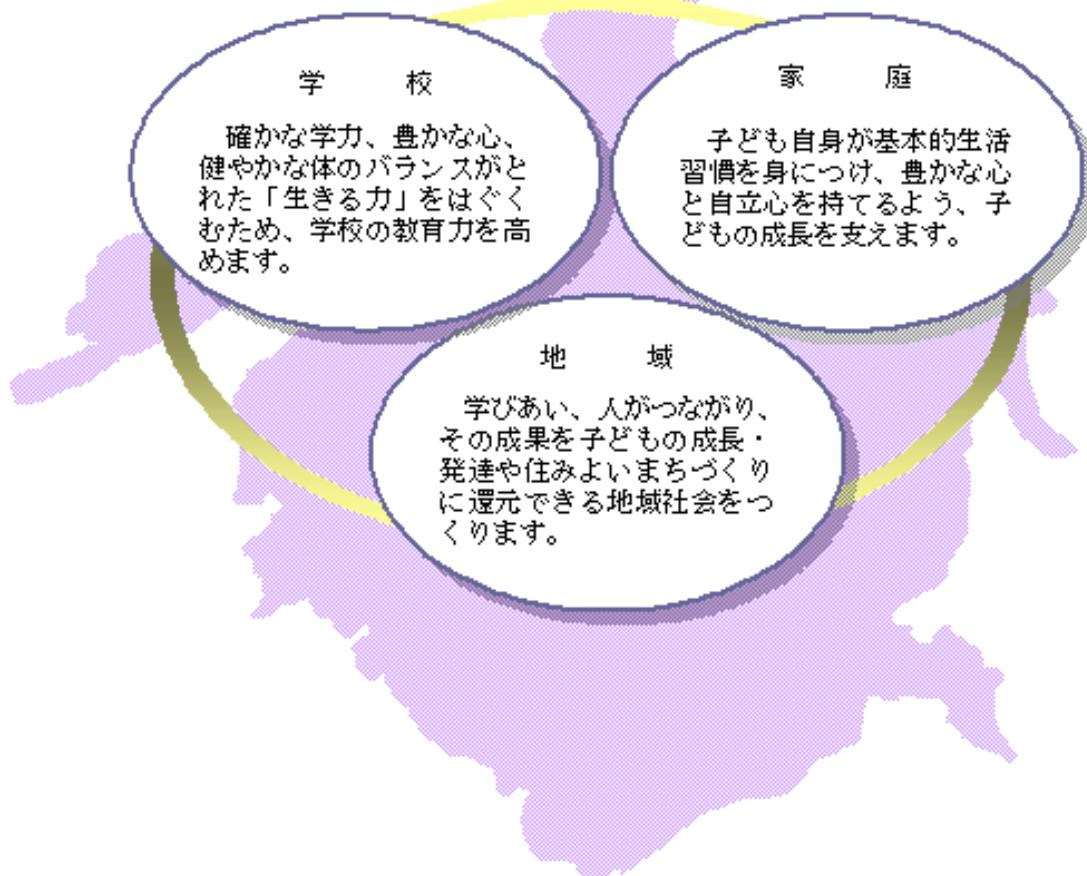
基本理念の実現に向けて、富士見市の教育がめざす市民像を次のように描きます。

- ◆生涯にわたって学び、考え、行動し、
心豊かに生きる人
- ◆学びあいから交流の輪を広げ、信頼しあい、
地域の絆をはぐくむ人
- ◆学びの成果を生かして、自ら社会に参加し、
郷土(まち)の未来を拓く人

- ◆ 私たちは、一人ひとりの生涯にわたる学びを通して、自分の力で、ものを考え、判断し、行動するとともに、人を思いやり、個性を尊重しながら、心豊かに生きる人をめざします。
- ◆ 私たちは、学びを通して、子ども同士、大人同士、子どもと大人、地域の人々、日本人と外国人など、様々な人と人との交流の輪を広げ、お互いの考え方や意見を認めあうことから、信頼関係が生まれ、地域の絆を深めていく人をめざします。
- ◆ 私たちは、学びの成果を自己完結にとどめず、培った力を発揮しながら、自らが主体的に社会に参加することにより、ふるさと富士見市の将来をさらに豊かなものへと切り拓いていく人をめざします。

このような市民像をめざすためには、学校・家庭・地域が教育におけるそれぞれの責任を自覚し、役割を果たすとともに、相互に連携と協力を図りながら一体となって教育を推進していくことが必要です。

学校・家庭・地域が一体となった教育の推進



3 基本方針

富士見市の教育がめざす姿の実現に向けて、次の基本方針を掲げます。

☆基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスがとれた「生きる力」や、子どもたちの夢と希望がはぐくまれる学校教育を推進します。

☆基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

市民誰もが、いつでも、どこでも学習でき、その学びの成果を分かちあうことで、子どもたちが健やかに育つ環境や人々が暮らしやすいまちづくりにつながるよう、ともに学びあう地域社会をめざす社会教育を推進します。

☆基本方針Ⅲ 組織の総合力を生かした教育の推進

多様化する教育課題に対応するために、学校教育と社会教育、それぞれの目的を達成するための条件整備を進めるとともに、効果的な運営のための相互連携はもとより、市長部局との横断的な連携を図るなど、行政組織の総合力を生かした教育行政を推進します。

この基本方針の下に、今後展開する教育施策の柱となる目標を次のとおり、設定します。

基本理念

学びあい 人がつながり 一人ひとりが輝く 富士見の教育

富士見市の教育がめざす市民像

- ✧ 生涯にわたって学び、考え、行動し、心豊かに生きる人
- ✧ 学びあいから交流の輪を広げ、信頼しあい、地域の絆をはぐくむ人
- ✧ 学びの成果を生かして、自ら社会に参加し、郷土（まち）の未来を拓く人

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

基本目標

- 1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成
- 2 人との交流や感動体験を通した豊かな心の育成
- 3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成
- 4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標

- 1 家庭・地域の教育力の向上
- 2 生涯にわたる学習機会の提供と学びのネットワークの推進
- 3 学びあう地域社会を創る活動の推進
- 4 暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進
- 5 郷土遺産の継承と文化芸術の振興
- 6 誰もが親しめる生涯スポーツの推進

基本方針Ⅲ 組織の総合力を生かした教育の推進

基本目標

- 1 開かれた教育委員会運営の推進
- 2 計画的で効果的な教育行政の推進
- 3 教育委員会と関連部局との連携

施策の体系

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

基本目標1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成

- ◆ 確かな学力の定着
- ◆ 特別支援教育の充実
- ◆ 英語教育、国際理解教育の充実
- ◆ 情報教育の充実
- ◆ 伝統と文化に関する学習の推進
- ◆ 進路指導・キャリア教育の推進

基本目標2 人との交流や感動体験を通した豊かな心の育成

- ◆ いのちを大切にする教育の推進
- ◆ 人権教育の充実
- ◆ 道徳教育の充実
- ◆ 教育相談体制の充実
- ◆ 生徒指導の充実
- ◆ コミュニケーション能力の育成
- ◆ 読書活動の充実
- ◆ 部活動の充実

基本目標3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成

- ◆ 学校体育の充実
- ◆ 児童生徒の体力向上
- ◆ 食育の推進
- ◆ 学校保健の充実
- ◆ 安全・防災教育の推進

基本目標4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進

- ◆ 学校・家庭・地域の連携
- ◆ 教職員の資質向上
- ◆ 異校種間連携・小中一貫教育の推進
- ◆ 防犯・安全体制の整備
- ◆ 学校給食の充実
- ◆ 学校施設・設備の整備
- ◆ 教育の機会均等

- 基本目標1 家庭・地域の教育力の向上
- ◆ 家庭教育の支援
 - ◆ 学校・家庭・地域の連携推進
- 基本目標2 生涯にわたる学習機会の提供と学びのネットワークの推進
- ◆ 多様な学習機会の充実
 - ◆ 人権・平和教育の推進
 - ◆ 生涯にわたる学習支援体制の充実
- 基本目標3 学びあう地域社会を創る活動の推進
- ◆ 地域社会を創る学びあいの機会の充実
 - ◆ 地域の学習情報の提供、相談機能の充実
 - ◆ 安全・安心な地域拠点としての施設の運営・整備
- 基本目標4 蓋らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進
- ◆ 地域の情報拠点としての資料・情報の収集と情報提供の充実
 - ◆ 子ども読書活動の推進
 - ◆ 図書館サービス網の拡充と快適な読書空間の提供
- 基本目標5 郷土遺産の継承と文化芸術の振興
- ◆ 文化財の保存と活用
 - ◆ 水子貝塚資料館・難波田城資料館の充実
 - ◆ 文化芸術の振興
- 基本目標6 誰もが親しめる生涯スポーツの推進
- ◆ 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実
 - ◆ 生涯スポーツ・レクリエーション環境の整備充実

- 基本目標1 開かれた教育委員会運営の推進
- ◆ 教育委員会会議及び教育委員協議会の充実
 - ◆ 市民参加・協働で進める教育関係委員会の充実
- 基本目標2 計画的で効果的な教育行政の推進
- ◆ 効率的、効果的な教育施策の推進
 - ◆ 人事管理及び人材育成
- 基本目標3 教育委員会と関連部局との連携
- ◆ 教育委員会事務局と教育機関との連携強化
 - ◆ 市長部局との横断的な教育施策の連携
 - ◆ 市長部局における教育関連個別計画等との連携・推進

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスがとれた「生きる力」や、子どもたちの夢と希望がはぐくまれる学校教育を推進します。

基本目標1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成

《現状と課題》

- ・全国学力・学習状況調査結果では、本市児童生徒の平均正答率は、小・中学校とともに全国平均を下回る状況であり、一人ひとりの確かな学力の向上のために、小学校からの基礎・基本の定着を一層図ることが必要です。
- ・埼玉県学力・学習状況調査結果では、本市児童生徒の平均正答率は、県平均と同等であり、「学力の伸び」については、県平均よりも大きな伸び幅を示している学年もあります。今後も、一人ひとりの児童生徒の学力の伸びに注目し、学力の向上を図っていくことが大切です。また、「規律ある態度」質問紙調査からは、小・中学校ともに「話を聞き発表をする」項目について達成率が80%未満であり、課題となっています。
- ・小・中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内の特別支援教育を推進できるよう、人材の育成や指導力の向上に努めることが必要です。
- ・富士見特別支援学校の専門性を最大限に生かすとともに、特別支援教育のセンター的機能を発揮し、市全体の特別支援教育体制をさらに充実することが求められています。
- ・就学前から早期療育の支援をしている関係機関と連携し、児童生徒への一貫した教育支援を行うことが求められています。
- ・学習指導要領の改訂に伴い、英語教育、国際理解教育などの一層の充実が求められています。今後も、英語教育指導助手（A E T）の活用による英語教育や、地域人材を活用した国際理解教育などの取組みをさらに充実することが必要です。
- ・タブレット型コンピュータやデジタル教材などのICT環境を充実し、活用することが、児童生徒の学習意欲を高め、学力の向上に資する授業を開拓するために必要となっています。また、社会の情報化が進む中で、情報社会に積極的に参画する態度を育てることは今後ますます重要になります。一方で、インターネット上では有害情報による問題などが発生していることから、より一層情報モラル教育に取り組む必要があります。

- ・小学校では、郷土や歴史の学習として、難波田城資料館及び水子貝塚資料館で体験学習を行っています。今後も郷土の歴史や文化への理解を深め、ふるさと富士見への愛着がはぐくまれる学習機会を充実することが求められています。
- ・中学校では、望ましい職業観・勤労観をはぐくむ「はつらつ社会体験事業」などを地域との連携により実施しています。今後も、個性を伸ばしながら、社会の一員としての役割を果たし、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるキャリア教育に取り組む必要があります。

全国学力学習状況調査の結果（全国平均を 100 としたときの割合）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校 国語	93.6	96.3	93.2	96.4
小学校 算数	97.2	94.2	93.7	96.4
中学校 国語	96.8	98.1	95.2	98.5
中学校 数学	95.0	98.2	94.3	96.8

埼玉県学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査の結果 (単位 : %)

	小学校 6年生	中学校 3年生
グループで活動するときに、一人の考えだけでなくみんなで考えを出し合って課題を解決すること※	86.5	86.5
授業で課題を解決するときに、みんなでいろいろな考えを発表すること※	86.7	84.5
先生の話や友達の発表をしっかりと聞き、自分の考えを伝えることができていますか	73.7	67.7
自分の考えを理由をつけて発表したり、書いたりできたこと※	75.7	78.4

- 選択肢「1. よくあった」「2. ときどきあった」「3. あまりなかった」「4. ほとんど、または全くなかった」のうち、1または2を選んだ人数の割合の合計です。

埼玉県教育委員会は、この合計が 80 %以上になることを目標としています。

※小学校 6年生には、5年生のときの、算数の勉強のことに関して聞いています。

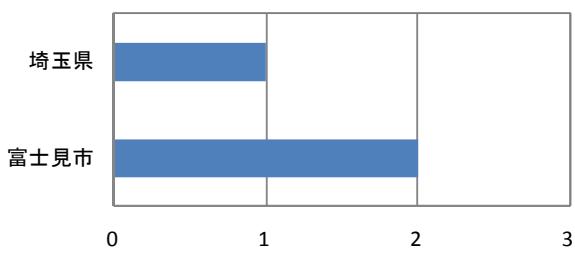
中学校 3年生には、2年生のときの、国語の勉強のことに関して聞いています。

埼玉県学力・学習状況調査の結果「学力の伸び」（平成28年度から平成29年度の伸び）

小5 国語「学力の伸び」



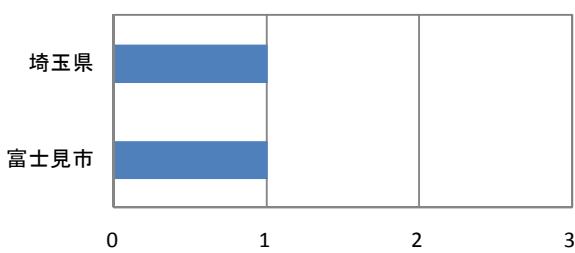
小6 国語「学力の伸び」



小5 算数「学力の伸び」



小6 算数「学力の伸び」



中2 国語「学力の伸び」



中3 国語「学力の伸び」



中2 数学「学力の伸び」

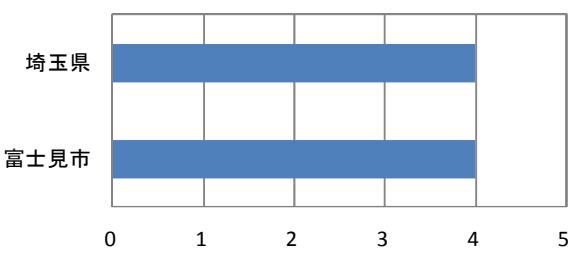


中3 数学「学力の伸び」



※小学校4年生から中学校3年生までを対象に調査を行い、県教育委員会が設定した学力の段階に基づき、児童生徒一人ひとりの調査結果が示した学力の伸び（段階）を平均しています。

中3 英語「学力の伸び」



『施策の内容』

◆ 確かな学力の定着（学校教育課）

- 全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査の結果に基づく検証改善サイクルの確立を図り、各校の課題解決に向けた支援を行い、児童生徒一人ひとりの学力の定着を図ります。
 - 教員指導力向上研修会を実施し、児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」*4となる授業を展開できるよう教員の指導力を高めるとともに、学力向上プロジェクトチームにおいて作成した教師用手引き「富士見スタンダード」を活用し、児童生徒が自ら学び、自ら問題を解決するための思考力・判断力・表現力の育成を図ります。
 - 若手教員育成指導員*5を配置し、若手教員の指導力を向上させ、子どもたちの学力向上を図ります。
 - 少人数指導や習熟度別学習の充実、基礎学力定着支援員や中学校学習支援員、補習授業協力者や実技指導協力員の有効活用を図り、児童生徒一人ひとりに確かな学力の定着を図る学習活動を展開します。
 - 学力向上プロジェクトチームにおいて作成した「5 days チャレンジ」や埼玉県教育委員会が作成した「復習シート」や「コバトン問題集」を活用して、学習習慣の定着をめざします。
- ### ◆ 特別支援教育の充実（学校教育課、教育相談室）
- インクルーシブ教育システム*6の構築の理念に基づき、発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに即した教育支援を推進します。
 - 発達障がい・情緒障がい通級指導教室、小学校「エル」「ACE」中学校「せせらぎ」、並びに難聴・言語障がい通級指導教室、小学校「あいりす」「あいりす☆ふじみ野」*7では、在籍校及び家庭との連携を密にし、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な指導・支援を充実します。
 - 小・中・富士見特別支援学校の障がいのある児童生徒に対して学校における日常生活動作の介助を行うほか、発達障がいなど特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、すこやか支援員による学校生活及び学習活動上の支援を充実します。
 - 各学校において、教育相談室や特別支援教育プロジェクトチーム、特別支援教育コーディネーターを配置し、児童生徒、保護者に寄り添う特別支援教育の推進に努めます。

○特別支援学級は、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために、障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援を充実するとともに、校内における特別支援教育のセンターとして、その支援体制の整備に努めます。

○富士見特別支援学校では、小・中・高等部12年間の一貫した教育を基本に、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や発達段階を的確にとらえ、それぞれの自立・社会参加をめざし、指導・支援を充実します。また、特別支援教育の地域におけるセンター的機能を發揮し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、専門的な知識・技能の向上に努めます。

○特別支援学級と通常の学級などとの交流及び共同学習の充実に努めるとともに、富士見特別支援学校や県立特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校で学ぶ支援籍学習を充実します。

○就学支援委員会や教育相談室、就学前の早期から支援にあたっている関係機関と連携し、各学校の校内就学支援委員会などを充実させ、適切な就学支援を行います。

◆ 英語教育、国際理解教育の充実（学校教育課）

○英語教育指導助手（AET）を活用し、英語の音声やリズムに慣れ親しませるとともに、英語を使用してお互いの気持ちや考えを伝え合うなど、児童生徒が主体的にコミュニケーションを図る活動を充実させる授業を推進します。

○学習指導要領の改訂による小学校高学年での英語の教科化に備え、「英語指導力ブラッシュアップ研修」を実施し、英語指導力の向上を図ります。

○小学校5年生を対象とした「イングリッシュ・サマー・キャンプ」を実施し、児童が英語に親しみ、英語を用いて意欲的にコミュニケーションを図る活動に取り組みます。

○日本及び諸外国の伝統や文化に興味・関心を持たせ、児童生徒と外国人や国際的な視野を持つ日本人との交流を通して豊かな国際性を養います。

◆ 情報教育の充実（学校教育課、教育政策課）

- 富士見市情報教育全体計画・年間指導計画を基に、系統的な情報教育を推進します。
- コンピュータやインターネットなどのＩＣＴを活用し、児童生徒が主体的に情報の収集・活用・発信ができるよう、情報教育を推進します。
- 情報社会に適応することができるよう、児童生徒への情報モラル教育を推進します。
- ＩＣＴの活用を促進するため、小・中学校に設置している教育用コンピュータの更新に合わせ、平成31年度までに全校にタブレット型コンピュータを整備します。

◆ 伝統と文化に関する学習の推進（学校教育課）

- 地域に愛着を持ち、地域社会の一員として貢献しようとする態度を養うため、富士見市の歴史や風土、地域の人々が受け継いできた文化財や芸術などに関する学習に取り組みます。
- 水子貝塚資料館や難波田城資料館を郷土や歴史の学習の場として活用するとともに、社会科主任研修会などで活用方法についての研修を実施します。
- 市民文化会館キラリ☆ふじみで実施しているワークショップを活用し、学校・学級ごとの参加により、多様な教育活動を推進します。また、小・中学生の合唱コンクールなど教育活動における成果発表の場を充実します。

◆ 進路指導・キャリア教育の推進（学校教育課）

- 児童生徒が社会での職業や勤労に対する理解を深め、主体的に自己の進路を選択できる力を身につけられるよう、学校の特色や地域の実情を踏まえながら、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- 中学校において、地域と連携し、望ましい職業観・勤労観をはぐくむ「はつらつ社会体験事業」を実施し、体験活動を充実します。
- 学習指導、生徒指導、教育相談などを通して、生徒の興味・関心や意欲、努力の過程を重視し、一人ひとりの個性の伸張を図りながら進路指導を行います。

*4 主体的・対話的で深い学び 学習活動を見通し、振り返り、課題を解決していくこうとしたり、他者と協働した学び合い等によって、多様な見方・考え方を学んだり、見方・考え方を働かせて、自分自身の次の課題を見付けたりする学びのこと。

*5 若手教員育成指導員 採用2年目から5年目までの教員を対象に、授業力を向上させ、子どもたちの学力向上を目指すために、各学校に配置する指導員。

*6 インクルーシブ教育システム 障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶこと（仕組み）。

*7 発達障がい・情緒障がい通級指導教室、小学校「エル」「ACE」中学校「せせらぎ」、並びに難聴・言語障がい通級指導教室、小学校「あいりす」「あいりす☆ふじみ野」
障がい種及び障がいの状態に応じて、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに行う教室。

基本目標2 人の交流や感動体験を通した豊かな心の育成

《現状と課題》

- ・いじめのない学校づくり子ども会議など、子どもたちの主体的な取組みを通して、一人ひとりの尊い「いのち」を大切にし、いじめや暴力行為などを根絶していくことが求められています。
- ・自分を大切にする心とともに、他者を大切にする心や思いやりの心、自他を尊重する実践力をはぐくむ人権教育をさらに充実することが大切です。
- ・小・中学校を通して切れ目のない相談・支援体制を確立するために、ふれあい相談員*8 の資質向上を図るとともに、スクールカウンセラー*9 やスクールソーシャルワーカー*10 などと連携した支援が求められています。
- ・適応指導教室*11 「あすなろ」と学校やふれあい相談員が連携し、不登校児童生徒の学校以外の居場所づくりや教育の機会の確保を行い、学校復帰の支援に努める必要があります。
- ・小学校と中学校などの学校間の連携や、保護者・地域・関係機関との連携により、児童生徒の健全な人間関係を構築するための生徒指導体制を充実していくことが求められています。
- ・情報機器などの発達により、子どもたちの「間接体験」や「擬似体験」の機会が多くなっています。これからの中等教育では、子どもたちが実際にものに触れたり、人とかかわり合ったりし、感動する体験活動が求められています。
- ・子どもたちは、本とふれあうことにより、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めます。そのため、学校図書館や中央図書館などの活用により、本に親しむ教育環境の整備や、司書教諭、学校司書、学校応援団*12 などが連携して読書活動を推進することが大切です。
- ・部活動は、スポーツや文化などの知識・技能の向上を図るとともに、社会性の資質向上など豊かな学校生活を送るうえで貴重な経験となるものです。部活動の充実を図るために、今後も専門性のある部活動指導員の活用を進める必要があります。

90%以上の児童生徒が肯定的な回答をした項目（◎は全国よりも高い項目）

- 【小学校】 ◎ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある。
◎友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる。
◎学校のきまりを守っている。
○家で、学校の宿題をしている。
○学校で、友達に会うのは楽しいと思う。
○友達との約束を守っている。
○いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う。
○人の役に立つ人間になりたいと思う。
- 【中学校】 ◎ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある。
◎友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる。
◎学校で、友達に会うのは楽しいと思う。
◎学校の規則を守っている。
○友達との約束を守っている。
○いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う。
○人の役に立つ人間になりたいと思う。

肯定的な回答の少ない項目

- 【小学校】・読書の時間。
・新聞を読んでいる。
- 【中学校】・地域の行事に参加している。
・新聞を読んでいる。

不登校児童生徒の割合

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学生	0.55	0.49	0.39	0.59
中学生	2.60	3.40	2.72	2.95

※同一年度内に、連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいは登校したくともできない状況にある者を「不登校」としています。（「病気」や「経済的理由」を除く）

適応指導教室利用児童生徒の学校復帰率

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校復帰率	75.0	73.1	75.0	83.9

『施策の内容』

◆ いのちを大切にする教育の推進（学校教育課）

- 「特別の教科 道徳」や総合的な学習の時間、家庭科、保健の授業を中心に「いのちの授業」を実施し、「いのち」の大切さや尊さを学ぶ学習に取り組みます。
- 児童生徒が協議し、作成した「いじめのない学校づくり子ども宣言」を基に、毎年1月14日に「いじめのない学校づくり子ども会議」を開催し、児童生徒の主体的な取組みを通して、いじめのない学校、学級づくりに取り組みます。
- 富士見市いじめ防止基本方針に基づき、教職員の研修を充実させるとともに、家庭や地域と連携を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組みます。

◆ 人権教育の充実（学校教育課）

- 発達段階に応じた人権感覚を身に付け、自分の人権を守り、他者の人権も守る意識・意欲・態度を育成します。
- 様々な人権課題を解決するために、体験活動や参加体験型の学習を取り入れ、人権意識の啓発に努めます。

◆ 道徳教育の充実（学校教育課）

- 「特別の教科 道徳」の授業を道徳教育の「要」として、学校の教育活動全体を通して豊かな心をはぐくむ教育を展開します。
- 道徳教育の推進に向けて、「道徳教育推進教師・道徳主任合同研修会」を実施し、学校の道徳教育及び「特別の教科 道徳」の授業の充実をめざします。
- 富士見市独自の道徳教材を活用し、いじめの未然防止に向けた「特別の教科 道徳」の授業の指導法研修会を実施します。
- 望ましい人間関係をはぐくむ特別活動の授業や、地域と連携した社会体験活動、学校ファーム*13などの自然体験活動の充実に努めます。

◆ 教育相談体制の充実（教育相談室、学校教育課）

- 児童生徒や保護者、教職員などの様々な相談に対応するため、一般的な教育相談に加え、特別支援教育相談、言語相談・言語訓練、心理治療相談など関係機関との連携により、教育相談室の相談体制の充実に努めます。
- スクールソーシャルワーカーを富士見市独自で配置し、児童生徒がおかれた様々な環境への働きかけや、関係機関などとのネットワークを活用した支援に努めます。
- 教育支援シート*14 を活用し、不登校児童生徒の早期把握・早期支援を円滑に行います。
- ピア・サポート*15 や教育相談的手法を通して、児童生徒が相互の人間関係を豊かにするための学習の場を設定し、仲間を思いやり支え合う実践活動を推進します。
- 教育相談室の専任教育相談員*16などを定期的に小・中学校に派遣する「巡回相談」を充実させ、学校と連携した児童生徒への支援の充実に努めます。
- 教育相談室を中心に、教育相談主任やふれあい相談員などの研修会や連絡協議会を充実させ、学校教育相談員・不登校対応推進委員*17 やふれあい相談員及びスクールカウンセラーとの連携・協力による小・中学校を通して切れ目のない相談・支援を進めます。
- 適応指導教室「あすなろ」では、保護者や在籍校と連携し、心身の安定を図りながら、様々な体験学習や小集団による活動を通して、集団生活への適応力を高め、不登校児童生徒の自立を支援します。
- 子ども未来応援センター*18 と教育相談室が連携し、小学校就学前からの切れ目のない相談・支援に取り組みます。

◆ 生徒指導の充実（学校教育課）

- 家庭、地域、関係機関と連携を図り、児童生徒一人ひとりに対する理解に基づき、望ましい人間関係づくりと心豊かな児童生徒の育成をめざします。
- 学校と教育相談室が連携して児童生徒の支援に取り組み、不登校児童生徒数の減少をめざします。

◆ コミュニケーション能力の育成（学校教育課）

○学校・家庭・地域とのかかわりを大切にし、様々な体験活動を通してふれあいを大切にした教育活動を行います。

○自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会福祉体験など、発達段階に応じた体験活動を推進し、コミュニケーション能力の育成を図ります。

○市民文化会館キラリ☆ふじみが実施するワークショップを活用し、学校・学級ごとに、多様な教育活動を推進します。

◆ 読書活動の充実（学校教育課）

○学校図書館の整備・充実を図り、児童生徒の読書に対する興味関心を高めるとともに、司書教諭・学校図書館担当教諭・学校司書、学校応援団などが連携し、読書活動を推進します。

○「富士見市子ども読書活動推進計画」に基づき、配架や掲示物の工夫による学校図書館の環境整備と蔵書の充実に努めます。

○富士見市立図書館と連携した学校図書館担当教諭及び学校司書の研修会を実施するとともに、「富士見市読書月間」の取組みの充実を図ります。

◆ 部活動の充実（学校教育課）

○地域の人材を活用して部活動指導員を配置し、部活動の充実を図ります。

○大会等出場補助金事業により、大会出場にかかる諸経費を補助し、保護者の経済的負担を軽減します。

○「ノーベル活デー」などの休養日を設け、部活動を計画的に実施します。

*8 ふれあい相談員 市教育委員会が各中学校に配置する相談員。

*9 スクールカウンセラー 埼玉県教育委員会が派遣する臨床心理士。

*10 スクールソーシャルワーカー 教育だけでなく社会福祉などの知識・技術を用いて、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを活用するなどして支援を行う者。

*11 適応指導教室 不登校児童生徒を支援する学校以外の居場所としての教室。

*12 学校応援団 学校での教育活動を支援する保護者、地域の方々によるボランティアの活動組織。

*13 学校ファーム 農業体験活動を通して生きる力を身に付けることをねらいとした取組み。

*14 教育支援シート 小・中学校における長期欠席児童生徒やその傾向にある児童生徒を支援するためのシート

- *15 ピア・サポート 「子ども同士の学び合いの場」を設定し、児童生徒相互の人間関係を豊かにするための思いやり、支え合う実践活動
- *16 専任教師相談員 教育相談担当の非常勤嘱託職員。
- *17 学校教育相談員・不登校対応推進委員 市教育委員会が委嘱する各学校の教育相談主任等の教員。
- *18 子ども未来応援センター 妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない支援体制を実現し、すべての子どもが「夢に向かってチャレンジ」できるよう、富士見市が平成29年10月に設置したセンターのこと

基本目標3　自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成

《現状と課題》

- ・新体力テスト結果では、児童生徒の体力は、ほとんどの項目で全国平均を上回っており、県平均とほぼ同等となっています。引き続き、教育活動全体を通して運動量を確保し、健康増進・体力向上につながる取組みを実践することが必要です。
- ・近年、運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力の低下傾向が課題となっています。こうした中、学校体育では、適切な運動経験を通して、体力の向上を図ることが求められています。
- ・東日本大震災などの教訓を踏まえ、自然災害などに対して適切に判断し、自分自身や他者の命を守り、助け合い、生き抜く力を高めるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組む防災教育が求められています。

平成29年度 全国学力・学習状況調査 富士見市児童質問紙調査結果

90%以上の児童生徒が肯定的な回答をした項目（◎は全国よりも高い項目）

【小学校】 ◎朝食を毎日食べている。
　　　　　◎毎日、同じくらいの時刻に起きている。

【中学校】 ◎朝食を毎日食べている。
　　　　　◎毎日、同じくらいの時刻に起きている。

平成28年度 新体力テストの結果

種目	学年 性別	小学校5年生		中学校2年生	
		男	女	男	女
握力 (kg)	市平均	15.92	○ 16.21	28.07	○ 24.17
	県平均	16.50	16.38	29.25	24.56
	全国平均	16.47	16.13	28.91	23.75
上体起こし (回)	市平均	◎ 21.45	○ 20.22	○ 27.87	○ 24.44
	県平均	21.28	20.41	29.93	26.60
	全国平均	19.67	18.60	27.46	23.48
長座体前屈 (cm)	市平均	◎ 34.37	◎ 40.26	○ 44.40	○ 47.74
	県平均	34.22	38.88	46.27	48.57
	全国平均	32.87	37.21	43.06	45.46
反復横とび (点)	市平均	○ 43.34	◎ 42.36	51.66	○ 46.67
	県平均	44.01	42.23	52.81	47.67
	全国平均	41.97	40.06	51.93	46.60
持久走 (分, 秒)	市平均			◎ 6.13.93	○ 4.35.41
	県平均			6.14.45	4.34.58
	全国平均			6.31.72	4.48.51
20mシャトルラン (回)	市平均	◎ 57.32	○ 46.75		
	県平均	56.82	46.80		
	全国平均	51.89	41.29		
50m走 (秒)	市平均	◎ 9.15	◎ 9.38	◎ 7.87	◎ 8.49
	県平均	9.29	9.50	7.93	8.62
	全国平均	9.38	9.61	8.03	8.83
立ち幅とび (cm)	市平均	◎ 157.07	◎ 153.24	◎ 201.43	◎ 174.48
	県平均	155.09	150.44	197.36	173.70
	全国平均	151.39	145.31	194.69	168.28
ボール投げ (m)	市平均	○ 21.84	○ 13.86	◎ 22.11	◎ 14.14
	県平均	21.36	13.75	21.16	13.53
	全国平均	22.42	13.88	20.59	12.85

※ 「◎」のついている記録は、全国平均及び県平均の記録を上回るものです。

「○」のついている記録は、全国平均または県平均の記録を上回るものです。

『施策の内容』

◆ 学校体育の充実（学校教育課）

- 生涯にわたり運動に親しむ態度の育成をめざし、運動好きな児童生徒を育てる体育授業を推進します。
- 教師用手引き「富士見スタンダード」（よい体育授業を目指して）を活用し、体育授業の改善に努めます。
- 体育における基礎基本の定着と運動技能の向上をめざし、体育授業の充実を図ります。

◆ 児童生徒の体力向上（学校教育課）

- 体力向上推進委員会*19を中心に、児童生徒の体力の現状と課題を把握し、研修会や授業研究会を通して、その改善に取り組み、体力の向上を図ります。
- 体力向上推進委員会広報紙「いきいき体力」や新体力テストの分析結果を児童生徒と保護者に広報することにより、家庭での体力向上の意識を高めます。
- 体力を高めるために、体育朝会や休み時間を利用した全校体育などの体育的活動の充実に努めます。
- 体育の授業などで学習した成果を生かし、児童生徒が日頃から運動に親しめるよう努めます。

◆ 食育の推進（学校教育課）

- 授業や保護者会において、栄養教諭*20・学校栄養職員*21との連携による「食に関する指導」を推進します。
- 学校ファームで子どもたちが育てた野菜や米を食材として調理することなどを通して、生命や自然、環境や食物への関心を深め、生きる力をはぐくみます。
- 学校給食において、「彩の国学校給食月間」（6月と11月）などを活用し、地元産の食材や郷土食などへの理解を通して、ふるさとへの愛着を深める取組みを行います。

◆ 学校保健の充実（学校教育課）

- 児童生徒の疾病の予防・早期発見に向け、定期及び臨時の健康診断、就学時の健康診断、歯科保健指導などが円滑に実施されるよう、学校医・学校歯科医・学校薬剤師・保健主事・養護教諭部会及び健康増進センターなどの関係機関と連携します。
- 児童生徒の健康増進のため、入間東部学校保健会の活動と合わせ、学校保健研究大会での発表、講演会開催、富士見市歯・口の健康啓発標語コンクールの後援のほか、結核検査実施率調査などを実施します。
- 警察などの関係機関と連携を図り、薬物乱用防止教室の実施や喫煙・飲酒などの影響についての指導に取り組みます。

◆ 安全・防災教育の推進（学校教育課）

- 自己の安全と命を守るために主体的に判断し行動できる児童生徒の育成をめざし、安全教育と防災教育を推進します。
- 小学校と中学校等が連携し、家庭・地域とともに取り組む防災教育を推進します。
- 地域や関係機関との連携により、交通安全教室や避難訓練など、安全・防災にかかる取組みを充実します。

*19 体力向上推進委員会 児童生徒の体力の向上を目的とする教職員組織。

*20 栄養教諭 児童生徒への食に関する指導及び学校給食の管理を行う教員。

*21 学校栄養職員 学校給食の栄養管理や衛生管理等を中心に行う職員。

基本目標4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進

《現状と課題》

- ・児童生徒の豊かな心や健やかな体を育成するため、家庭や地域との連携による体験活動など、各学校の特色ある取組みを効果的に支援することが求められています。
- ・家庭・地域の教育力を生かした学校づくりや保護者・地域の声を取り入れた学校づくりを推進するため、市内全校に学校運営支援者協議会*22を設置し、学校の教育力の向上に努めています。
- ・様々な教育課題への対応や、児童生徒の学習意欲、学力の向上に結びつくよう、優れた指導力を発揮できる教職員が求められています。そのため、学校研究や各種研修会などの実施のほか、公正な教職員人事評価制度*23により、教職員の資質向上を図り、学校の教育力の向上に努めています。
- ・児童生徒の学力向上を目指し、「主体的・対話的で深い学び」に向けた教職員の授業改善に取り組む必要があります。
- ・教職員の心身の健康管理については、ストレスなど心のケアが重要なことから、医師による面接指導の実施など早期の対応が必要です。
- ・児童生徒の安全を確保し、安心して学べる教育環境をつくるため、スクールガード・アドバイザー*24、スクールガード・リーダー*25、学校応援団などによる支援体制や青色パトロールの巡回などにより、地域と連携・協力し、一体となった防犯体制を充実していくことが求められています。
- ・安全・安心な給食を継続して提供するため、安全な食材調達や計画的な施設設備の整備のほか、安全衛生や健康に対する職員の意識向上が求められています。また、地場産食材を取り入れた献立の作成や食育活動を一層推進する必要があります。
- ・学校施設には、安全で快適な教育環境だけでなく、災害時における避難所としての機能も求められています。全校の校舎及び体育館の耐震化工事やエアコンの導入はすでに完了していますが、今後も、計画的に施設を改善する必要があります。

『施策の内容』

◆ 学校・家庭・地域の連携（学校教育課）

- 学校応援団活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を活性化します。
- 彩の国教育の日*26 や彩の国教育週間*27 を活用し、児童生徒の学習、体験活動の機会を公開し、教育活動への関心を高め、教育環境の質の向上に努めます。
- 全校に設置してある学校運営支援者協議会を活用し、家庭や地域の教育力を生かした「特色ある学校づくり」、保護者や地域の声を取り入れ「地域とともににある学校づくり」を推進します。
- 各学校が近隣大学などと相互に教育連携を推進し、地域の教育資源を活用した特色ある学校づくりの充実に努めます。

◆ 教職員の資質向上（学校教育課）

- 若手教員育成指導員を配置し、計画的に若手教員の育成・指導を行い、教員の指導力向上を図ります。
- 埼玉県教育委員会や市教育委員会による学校指導訪問などを計画的に実施し、授業参観などを通じて教員の授業力向上を図ります。
- 学校研究や共同・個人研究を奨励し、授業力向上をめざす教員を支援するとともに、各種研修会などの充実を図ります。
- 児童生徒の健全な成長を図るため、教職員人事評価制度を適切に活用し、教職員の資質・能力を向上させ、学校の教育力を高めることに努めます。
- 「在校時間調査」を実施し、教職員の在校時間の管理を適切に行い、組織として教職員の負担軽減に取り組むとともに、教職員の健康管理に留意します。

◆ 異校種間連携・小中一貫教育の推進（学校教育課）

- 小・中・特別支援学校間の合同研修会や連絡会などの計画的な実施を通して、異校種間における教職員の交流や相互理解を深め、学校間の連携を密にし、9年間を見通した教育活動を展開します。
- 小中連携・小中一貫教育についての研究を継続して進め、富士見市における小中一貫教育に取り組みます。

○小1プロブレム*28や中1ギャップ*29の解消に向け、幼稚園、保育園、小学校、中学校とさらなる連携を図り指導体制の充実に努めるとともに、高等学校、大学との連携も図ります。

◆ 防犯・安全体制の整備（学校教育課）

○スクールガードや学校応援団など、地域との協働による見守りの強化により、児童生徒の防犯及び交通安全を推進します。

○学校、教育委員会、関係諸機関が連携して通学路の合同安全点検、安全対策に取り組み、児童生徒の安全確保に努めます。

◆ 学校給食の充実（学校給食センター）

○成長期にある児童生徒に、食の安全・安心を確保した食材を調達し、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。また、地産地消を推進するため、女子栄養大学と連携し、地場産食材を取り入れた魅力ある献立の作成に努めます。

○施設・調理設備の計画的な更新と衛生管理を実施します。

◆ 学校施設・設備の整備（教育政策課）

○児童生徒の安全確保とともに、災害時には地域住民の防災拠点の役割を果たすことから、天井材や照明器具など非構造部材の耐震対策に取り組みます。

○安全で快適な教育環境の整備に向けて、計画的・効率的に改修するため、学校施設における個別施設計画を策定します。また、学校のトイレ環境の向上をめざし、洋式化などのトイレ改修工事を計画的に進めます。

○障がいのある児童生徒に配慮した施設を整備するとともに、地域に開かれた学校施設としてユニバーサルデザイン*30に取り組みます。

◆ 教育の機会均等（教育政策課、学校教育課）

○経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などの援助費を支給し、就学奨励や教育機会の均等を図ります。

○高等学校、短期大学、大学などに入学する者の保護者が、日本政策金融公庫の教育一般貸付を受けた場合、その返済利子を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。

○日本語ボランティアの協力を得ながら、外国人児童生徒や帰国児童生徒の個に応じた支援を適切に行います。

-
- *22 学校運営支援者協議会 家庭・地域の教育力を生かした「特色ある学校づくり」、保護者や地域の声を取り入れた「開かれた学校づくり」の推進のため、保護者、地域住民、学識経験者などで構成した組織。
 - *23 教職員人事評価制度 組織マネジメントの考え方を取り入れ、「目標設定（Plan）」「教育活動の実践（Do）」「教育活動の評価（Check）」「評価結果に基づく改善・更新（Action）」という一連のマネジメントサイクルの中で行われる埼玉県における人事評価制度。
 - *24 スクールガード・アドバイザー 富士見市教育委員会が委嘱する、巡回により学校やスクールガード・リーダーに対し安全指導を行うボランティア。
 - *25 スクールガード・リーダー 埼玉県教育委員会および富士見市教育委員会が委嘱する、巡回により安全指導を行うボランティア。
 - *26 彩の国教育の日 埼玉県が教育に対する関心と理解を一層深める機会として定めた日。
毎年 1 月 1 日。
 - *27 彩の国教育週間 埼玉県が教育に対する関心と理解を一層深める機会として定めた 1 月 1 日から 7 日までの一週間。
 - *28 小 1 プロブレム 小学校に入学したばかりの小学校 1 年生が、集団行動が取れない、授業中に座っていられない、話が聞けないなどの状態が数ヶ月継続する状態。
 - *29 中 1 ギャップ 小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができない状態。
 - *30 ユニバーサルデザイン 障がい、年齢、性別などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい製品や建物などをデザインすること。

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

市民誰もが、いつでも、どこでも学習でき、その学びの成果を分かちあうことで、子どもたちが健やかに育つ環境や人々が暮らしやすいまちづくりにつながるよう、ともに学びあう地域社会をめざす社会教育を推進します。

基本目標1 家庭・地域の教育力の向上

《現状と課題》

- ・少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、子育てをする親の不安や孤立感が増しています。そのため、関連機関と連携を深め、親同士の学びあいや交流の場を積極的につくる必要があります。
- ・全国学力・学習状況調査結果では、児童の学校外における学習時間が全国平均を下回っています。そのため、家庭学習の定着と習慣化を図り、子どもが自主的に学び、考える環境の整備と子育ち^{*31}を支援するための居場所づくりや仲間づくりの機会を提供する必要があります。
- ・家庭教育の支援または充実が必要という状況から、教育委員会内では家庭教育支援会議^{*32}を立ち上げ、各所管課の支援内容について整理を進めています。今後、市長部局と連携をとりながら、方向性や目標について充実を図り、支援していく必要があります。

《施策の内容》

◆ 家庭教育の支援（生涯学習課、公民館）

- 家庭教育支援は、学校や地域、専門機関やボランティアと協働し総合的な対応が必要であることから、家庭教育支援会議を発展させ、市長部局の関連課とも連携をとりながら、関係する機関や団体などとネットワークを構築し、実践できる体制づくりを進めます。
- 家庭教育支援は、親としての学びや育ちの支援を基本とすることから、親同士の学びあいや仲間づくりの機会を積極的につくります。
- 家庭学習の習慣化と基礎学力の定着を図るとともに、居場所づくりや仲間づくりにつながる、児童生徒への学習支援を進めます。

◆ 学校・家庭・地域の連携推進（生涯学習課、公民館）

○地域子ども教室*33は、市民主体の地区会議により実施され、学校や学校応援団などとも協力し、さらなる充実を図ります。そのため、公民館、交流センターとの連携により、支援体制を強化します。

○学校・家庭・地域の連携を図るため、学校運営支援者協議会や地域まちづくり協議会、地域子ども教室連絡協議会などの諸団体と、公民館・交流センターが協力しながら、相互の活動を円滑に進めるためのネットワークづくりを進めます。

*31 子育ち 子どもが自立し、子ども自身が成長すること。

*32 家庭教育支援会議 家庭教育支援施策について、各課での取組み状況の把握や情報の共有を行い、包括的に支援策の充実や今後の方向性について協議する会議。

*33 地域子ども教室 学校などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の大人が指導者となって週末や放課後、学校の長期休業期間にスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動を実施。

基本目標2 生涯にわたる学習機会の提供と学びのネットワークの推進

《現状と課題》

- ・「第2次富士見市生涯学習推進基本計画」（平成23年度～32年度）に基づき、あらゆる世代の市民が、いつでも、どこでも、いつまでも自発的・主体的に学習・活動できる生涯学習社会の構築に向けて、各施策に取り組んでいます。
- ・市民の多様な学習ニーズに対応した各種学習講座の開催や、市民誰もが学ぶことのできる機会の提供に努めています。さらに、市民が学びあいを通して、コミュニケーションや地域との結びつきを深め、学びの成果を地域づくりに生かすことが求められています。
- ・市民が相互に教え、学びあう、生涯学習社会の進展に向け、多彩な市民人材を掘り起こし、市民の力を幅広く発揮できる仕組みづくりの充実が求められています。また、市民の学習活動がさらに広がるよう、学習情報や地域情報などを集約化して発信するとともに、学習相談が気軽にできる体制づくりなどが必要です。
- ・生涯学習拠点として施設の役割や機能を発揮できるように、公民館や交流センターをはじめ図書館、資料館などの施設間相互の連携を図る必要があります。
- ・公共施設予約システムを導入した公民館では、パソコンや携帯電話、公共施設に設置された利用者端末からインターネットを使って、施設の空き状況の確認や仮予約、抽選申込みが可能となり、施設利用者の利便性向上と施設の利用促進を図っています。

公民館の利用件数 (単位：件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
鶴瀬公民館	5,230	5,976	4,660	5,358
南畠公民館	1,360	2,314	1,975	2,721
水谷公民館	3,255	3,195	2,691	3,053
水谷東公民館	1,445	2,419	2,552	2,216
合計	11,290	13,904	11,878	13,348

※工事による休館期間については、P. 10 参照

『施策の内容』

◆ 多様な学習機会の充実（生涯学習課、公民館）

- 子どもたちの知的好奇心をはぐくみ、学ぶ力や生きる力を伸ばしていくことを目的とする子ども大学☆ふじみ*34は、大学やN P Oなどと連携して取り組み、地域の教育力の向上を図るとともに、子どもたちに多様な学びの機会を提供します。また、関係部署が行う、親子ふれあいの自然・生産体験ができる機会の提供に協力します。
- 次世代を担う子どもたちの健全な成長のために、様々な遊びの体験や子どもが主役の企画などを通して、地域社会や異世代との交流、子どもたち自身が学びと喜びを見つける場、ふるさと富士見の文化にふれる機会を提供するため、富士見市子どもフェスティバルなどを支援します。
- 成熟した市民社会の形成のために、現代的課題をはじめ多様な学習テーマを系統的かつ専門的に学ぶ機会を提供するため、富士見市民大学などを支援します。
- 障がいのある仲間同士の交流や地域とのかかわりの中から、市民との相互理解を深める機会となるよう、学習・文化・スポーツ活動を内容とするふじみ青年学級を開催します。
- 市民が主体となり、様々な地域の課題を学びあい、交流していく機会として、公民館運営審議会などとも連携し、市民と行政との協働による「富士見市地域・自治シンポジウム」を、内容を充実させ開催します。また、取組みを通じて市民活動のネットワークや市長部局との連携を深めます。

◆ 人権・平和教育の推進（生涯学習課、公民館）

- あらゆる人権問題の解決をめざして、様々な学習の機会を充実させ、家庭や地域社会の中での意見交換を通じて人間尊重の理念について理解を深めます。
- 「富士見市非核平和都市宣言」の理念を多くの市民に広げるため、平和・憲法啓発事業として「ピースフェスティバル」を開催します。また、小学校の社会科授業に戦争体験のある市民話者を派遣し、子どもたちに戦争の悲惨さを伝え、「いのち」の大切さや尊さを学ぶ機会をつくります。

◆ 生涯にわたる学習支援体制の充実（生涯学習課、公民館、資料館）

- 市民の多様な学習や活動を支援し、豊かな地域社会をつくるための市民人材バンク制度*35について、市民との協働により、登録者の充実を図るとともに、利用を促進します。
- 公民館、図書館、資料館や交流センターなど社会教育・生涯学習関連施設間のネットワークや近隣大学などとの連携を進め、学習支援体制を整備します。

○学習の支援に向けては、生涯学習情報が重要な役割を果たすことから、生涯学習情報を集約化し、学習情報誌やホームページを通じて提供します。また、コミュニケーションを促進するSNSの活用や学習情報拠点の整備、ネットワーク化を進めます。

○生涯学習にかかる市民ボランティアの養成とネットワークを構築します。

○施設利用者の利便性向上と施設の利用促進のために公共施設予約システムの充実に努めます。

*34 子ども大学☆ふじみ 子どもの学ぶ力や生きる力をはぐくみ、大学やNPOなどとの連携で、地域の教育力を向上することを目的として平成24年度開校。実行委員会を組織し、企業などの協力も得ながら開催している。

*35 市民人材バンク制度 市民参加による生涯学習を進めるため、幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民の多様な学習や活動を支援する制度。

基本目標3 学びあう地域社会を創る活動の推進

《現状と課題》

- ・公民館では、乳幼児から高齢者まで、市民が集い、学び合いを通して、人と人がつながり、新たな人間関係の形成や地域自治の構築をするため、多様な学習ニーズに応えるとともに、地域課題の解決に向けた学習の機会の提供、自由な活動の場としての施設提供が大切です。
- ・公民館は、地域コミュニティの形成や学びあう地域社会を創る中核施設としての役割や機能を発揮できるように、地域住民が主体的に参画し公民館運営のあり方を協議する組織づくりを進めています。
- ・市民誰もが使いやすく、安全で快適に施設が利用できるよう、エレベーターをはじめ、ユニバーサルデザインに配慮した計画的・効率的な公民館の施設改修を進めています。
- ・学びあう地域社会を創るため、公民館・交流センターなど生涯学習施設が地域に身近な学習・交流拠点として、より一層連携することが求められています。

公民館利用者数（延べ人数）

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
鶴瀬公民館	92,008	107,819	86,579	80,774
南畠公民館	18,381	36,289	27,866	41,664
水谷公民館	38,729	44,242	44,444	45,103
水谷東公民館	21,599	37,449	39,179	35,894
合計	170,717	225,799	198,068	203,435

※工事による休館期間については、P. 10 参照

«施策の内容»

✧ 地域社会を創る学びあいの機会の充実（公民館）

- 子育て・子育ちの学びあいを支援し、親同士の仲間づくりや次代を担う子どもたちの生きる力をはぐくむ地域づくりをめざします。
- 地域の高齢化を踏まえた高齢者の健康づくりや介護予防などの学習機会を提供し、高齢者の生きがいづくりの場や地域に暮らす人同士がともに支えあう地域づくりをめざします。
- 子育て・介護予防のほか、地域住民の生活課題を共有し、改善していくための新たな居場所づくり（サロン型事業）を進めます。
- 多様なサークル団体活動を支援し、地域住民同士の交流や連携を深める機会が充実するよう努めます。
- 地域のまちづくり活動の発展をめざし積極的な支援をします。
- 地域コミュニティの醸成を図るために必要なレクリエーション活動をはじめ、地域に伝わる特色ある文化の継承や豊かな文化活動の発展を支えます。
- 市長部局と連携し協働によるまちづくり講座（出前講座）*36 や市民人材バンクを活用した学習の機会を提供します。
- 地域に身近な学習・交流活動拠点としての公民館・交流センター・コミュニティセンター相互の連携を強化します。

✧ 地域の学習情報の提供、相談機能の充実（公民館）

- 各施設の学習情報コーナーを幅広く、かつ、分かりやすく整備し、利用者が関心を持つような情報を発信します。また、知りたい情報が選択できるよう工夫に努めます。
- 各地域の公民館だよりを発行し、身近な地域情報紙として全世帯へ配布します。また、ホームページやＳＮＳによる学習・イベント情報を適宜更新し、利用者が常に最新情報を得られるＩＣＴ環境を整えます。
- 多様な学習に応えるため、学習相談の充実を図ります。

◆ 安全・安心な地域拠点としての施設の運営・整備（公民館）

○市民誰もが使いやすく、安全で快適に施設が利用できる公民館として、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

○市長部局との連携により、災害時における避難所や情報収集拠点としての機能の充実を図ります。

*36 協働によるまちづくり講座（出前講座） 市民の希望に応じて市職員が地域に出向き、市政に関する情報や学習機会を提供する取組み。

基本目標4 暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進

《現状と課題》

- ・図書館は、市民が広く情報を得ることができる地域の情報拠点として、情報発信に力を入れるとともに、幅広い市民ニーズを捉えた蔵書の充実と、効果的な活用が求められています。
- ・中央図書館は、書架のレイアウト変更、閲覧席の増設、学習席や赤ちゃんの駅の新設など、市民が快適に読書を楽しめる滞在型を意図した改修を実施し、平成30年4月にリニューアルオープンしました。今後は、施設の特長を生かしながら、より多くの市民に利用されるためのサービスの充実が求められています。

図書館の貸出者数と貸出冊数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸出者数	161,566	162,701	180,873	197,848
貸出冊数	550,195	638,773	638,074	658,944

《施策の内容》

◆ 地域の情報拠点としての資料・情報の収集と情報提供の充実（生涯学習課）

- 図書館は、図書館サービス計画に基づき、多様化する情報ニーズに対応した資料提供が行えるよう、資料・情報の積極的な収集を行い、情報拠点としての役割を担います。また、マンガや時代小説などのコーナーの設置や郷土資料・行政資料の次の世代の活用も視野に入れた積極的な収集と保存・提供を行います。
- 暮らしやまちづくりの課題解決や専門的な調査などを支援するレファレンスサービスを充実し、市民の生涯にわたる学習と課題解決の支援に努めます。
- インターネットやデータベースなどを活用して市民が必要な情報にアクセスできるよう、図書館情報を提供する環境の整備に努めるとともに、情報活用の支援を行います。
- 電子書籍*37 や情報通信環境の変化による新しい情報利用形態について検討を行い、富士見市に適した活用を研究します。

◆ 子ども読書活動の推進（生涯学習課）

- 中央図書館は、児童コーナーへのパーテーションの設置、靴をぬいで読書を楽しむスペースや学習席の新設などの改修を行いました。今後は、この改修を広く周知し、さらなる利用を促進します。
- 読書を通じて乳幼児期から中高生までの各世代が豊かな心をはぐくみ、知る喜びを得られるように、富士見市子ども読書活動推進計画を推進し、本にふれる機会と読書情報の提供を充実します。
- 保護者やボランティア向けの読み聞かせ講座の開催や読み聞かせ絵本リストの作成などを行い、子どもの読書に関する啓発に努めます。
- 市民ボランティアや学校などの関係団体・機関と連携し、おはなし会や読み聞かせ、ブックトークなどを充実し、子どもの読書意欲を高めます。また、富士見市子ども読書活動推進委員会や学校・図書館・教育委員会連絡会議を開催し、子どもの読書活動を推進します。
- 図書館と学校が連携して読書コンクールなどを開催し、子どもの読書意欲の向上を図ります。

◆ 図書館サービス網の拡充と快適な読書空間の提供（生涯学習課）

- リニューアルした中央図書館は、幅広い世代の利用者がくつろぎながら快適に読書を楽しめる空間の提供に努めます。また、指定管理者*38 のノウハウを生かしながら、本に親しむ事業を展開し、市民サービスの向上、市民の交流促進を図ります。
- 身体的・地理的事情によらず、市民すべてが図書館を利用できるよう、障がいのある方をはじめとする来館できない方への公共施設での資料提供など、サービスの充実を進めます。
- 身近な場所で図書館サービスが利用できるよう環境整備に努め、図書館利用窓口のひとつとして、ホームページを通じた図書館サービスの充実を図るとともに、一般から児童向けまで様々な事業を実施します。
- 図書館サービスへの関心を高め、図書館利用による情報活用を推進するため、広報活動などの充実に努めます。

*37 電子書籍 電子機器の画面で読むことができる出版物。

*38 指定管理者（制度） 市が設置した体育館や図書館などの管理・運営を株式会社、公益法人、NPO 法人などに包括的に行わせることができる制度。教育委員会の所管では、富士見ガーデンビーチ、中央図書館、図書館ふじみ野分館、図書館鶴瀬西分館、市民総合体育館に指定管理者制度を導入。

基本目標5 郷土遺産の継承と文化芸術の振興

《現状と課題》

- ・郷土の歴史や文化を将来に伝える、市民共有の文化遺産として、文化財の適切な保存と次世代への継承に努めています。
- ・文化財の対象範囲が広がっていく中で、今後さらに、散逸及び消滅の可能性が高い文化財の現状を把握し、保護していくことが重要です。
- ・まちづくりの資源として文化財の価値を広く市民に知らせる機会となるよう、学校教育の場をはじめ、各種講座や事業を通じて文化財を有効に活用することが必要です。
- ・資料館や歴史公園では、市民に憩いや交流の場を提供しているほか、資料館友の会や市民学芸員など市民との協働により郷土学習の機会を提供しています。今後さらに、富士見市独自の観光資源としての活用を図るためにには、施設の計画的な保全・修繕を進めていくことが必要です。また、周辺の景観や地域の特性を生かした事業を展開し、魅力や個性を発信するなど、地域の活性化に向けて取り組むことが重要です。
- ・郷土学習の機会として、小学校3年生の地域学習では難波田城資料館、小学校6年生の歴史学習では水子貝塚資料館で体験学習を行っています。市内の資料館や歴史公園などを活用しながら、郷土の歴史や文化への理解を深め、ふるさと富士見への愛着がはぐくまれる学習機会を充実することが求められています。
- ・各公民館文化祭・公民館まつり等の事業において市民の文化芸術活動発表の機会を積極的につくり、支援していくことが求められています。

資料館の入館者数

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
水子貝塚資料館	45,198	44,169	47,964	47,920
難波田城資料館	48,632	50,493	55,617	54,710

※延べ人数

『施策の内容』

◆ 文化財の保存と活用（生涯学習課、資料館）

- これまでに調査・収集してきた市内所在の文化財を未来へと継承していくために、市内各所に所在する各種文化財の保存・活用、水子貝塚公園、難波田城公園の計画的な環境維持、資料の保管施設のあり方など、文化財の保存と活用についての長期的な展望を示す基本的な方針の作成を進めます。
- 指定文化財の適切な保護・管理、新たな文化財指定に努めることにより文化財に対しての理解を広げます。また、郷土芸能をはじめとした民俗文化財の保存・継承のための支援を行います。
- 埋蔵文化財包蔵地*39 内での開発行為に対して、事業者への適切な指導と試掘調査を行い、現状のまま保存できない場合には記録保存のための発掘調査を実施し、埋蔵文化財の保護に努めます。
- 遺跡見学会やホームページでの発掘調査成果の公表など、市内の文化財情報の整備・充実に努め、市民の学習資料として提供します。
- 市内に所在する有形・無形の文化財の調査・収集を着実に実施していくとともに、これまでに収集してきた民具や古文書などの歴史資料を適切に保管し、企画展などの展示やホームページ上での所蔵資料を紹介するなど情報発信を進めます。

◆ 水子貝塚資料館・難波田城資料館の充実（資料館）

- 水子貝塚公園と難波田城公園の施設環境を良好な状態で維持し、サービス向上に努めます。また、地域活性化や観光の資源としてふさわしい環境を整え、史跡と自然が一体となった歴史公園として、ホームページやSNSによる情報発信をはじめ、あらゆる機会をとおして積極的にPRします。
- 市民が市の歴史や文化に理解を深め、郷土として愛着や誇りを抱ける魅力ある事業を開拓します。また、市民学芸員*40 や資料館友の会*41、地域関係団体など、市民との協働をさらに推進し、施設や資料を活用した学習機会の充実を図ります。
- 水子貝塚公園の復元住居や難波田城公園の古民家などの歴史的建造物や所蔵資料の特性を生かした体験学習を充実し、児童生徒の郷土学習の場として、地域学習や歴史学習、総合的な学習の時間などに資料館を活用することにより、学校教育との連携を推進します。

◆ 文化芸術の振興（公民館、生涯学習課）

○各公民館文化祭・公民館まつりなどの事業における発表の機会を積極的につくるとともに、講座などによる文化芸術団体・サークル活動の育成や各公民館の展示スペースの充実・活用に努めます。

○市民の文化芸術活動を支援するため、市民文化会館キラリ☆ふじみや公民館・交流センターなど文化芸術にかかる施設の連携を図り、発表の場の確保、後継者の育成に努めます。

*39 埋蔵文化財包蔵地 先人の住居跡や土器・石器などの文化財が埋蔵された土地。

*40 市民学芸員 市民学芸員養成講座の修了者が、市民ボランティアとして水子貝塚資料館、難波田城資料館で来館者へ展示資料の解説や主催事業の協力などを行う。

*41 資料館友の会 資料館主催事業の参加者が中心となり、土器づくり部会、拓本部会、木綿部会、竹かご部会、ふるさと探訪部会の5部会で構成。

基本目標 6 誰もが親しめる生涯スポーツの推進

《現状と課題》

- ・学校体育施設を利用し、身近な場所でスポーツに親しむことや、各種スポーツ教室、スポーツ大会の開催により、市民誰もが参加できるスポーツ事業の充実に努めています。
- ・平成23年8月に成立したスポーツ基本法の趣旨に沿って、本市においても平成29年度に富士見市スポーツ推進計画を策定しました。
- ・平成29年5月の市民総合体育館のリニューアルオープンとともに、これまで以上に年齢や性別、障がいの有無にかかわらず市民が日常生活の一部としてスポーツに親しめるよう、地域事業の推進や個人利用の促進、スポーツ団体と協働した競技スポーツ事業の充実について、計画的に取り組むことが必要です。
- ・市民誰もが安全に安心して身近な場所でスポーツを親しめるよう、ユニバーサルデザインに配慮した計画的な施設維持管理や効率的な施設運営に努めるとともに、指定管理者のノウハウを生かしたサービス向上や新たな活用策を検討する必要があります。
- ・富士見ガーデンビーチは、開設以来30年以上経過しており、建物各部分の老朽化に対応するため、大規模修繕工事を実施しています。

体育施設の利用者数

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市民総合体育館	109,563	10,910※	62,668※	24,303※
富士見ガーデンビーチ	71,530	60,480	58,962	54,574
運動公園	41,114	39,884	40,778	51,770
学校開放利用者	116,218	117,602	117,378	108,037

※市民総合体育館の工事等による休館期間については、P. 11 参照

『施策の内容』

◆ 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実（生涯学習課）

- 地域での生涯スポーツ活動の普及や健康・体力づくり、地域コミュニティの醸成を図るため、スポーツ推進委員などとの協働を深め、市民の誰もが気軽に親しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めます。また、地域における体育行事、イベントなどへの協力や支援に努めるとともに、学校体育施設開放（小・中学校のグラウンド・テニスコート・体育館）の利用団体と連携した地域スポーツ事業を推進し、地域に根ざした活動につながるよう工夫や改善に努めます。
- 市民主体による競技スポーツの推進を図るため、体育協会をはじめ各種スポーツ団体との連携を深めるとともに、相談、支援などの充実に努めます。
- 市民がより身近にスポーツ・レクリエーション活動に関心を持てるよう、学校体育施設の開放や利用団体などに関する情報提供の充実に努めます。また、本市にゆかりのあるスポーツ選手と連携した教室、イベントなどの開催に努めます。
- 市民総合体育館を団体スポーツの拠点としてだけではなく、個人でも気軽に参加できるフィットネス（健康の回復、維持、増進）の機会として、市民ニーズに応えた各種教室・講習会などの充実を図ります。また、富士見ガーデンビーチでは施設の特徴を生かした教室や気軽に楽しめるイベントの充実を図ります。
- 子どもスポーツ大学☆ふじみは、プロまたは社会人のスポーツ選手などを講師として招き、一流のプレーを間近で実感するとともに、選手の講義や指導を通じて「心・技・体」を学びながら健全な心身の発達を促し、子どもたちの可能性を広げます。
- 「する」だけではなく、「観る」ことも「支える」こともスポーツの重要な要素であると捉える富士見市スポーツ推進計画の4つの基本目標、「すべての年齢層に応じたスポーツ活動の推進」「スポーツをする機会の充実及び活動への支援」「健康づくりに向けた取り組みの推進」「スポーツ活動ができる環境整備の推進」の達成に向けた施策を開けします。また、計画の進捗状況については、スポーツ推進審議会において評価を行います。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックを市民のスポーツ推進の機会と捉えて様々な施策を開けます。また、姉妹都市シャバツ市を擁するセルビア共和国の選手や市内在住のオリンピアン・パラリンピアンを応援しながら、スポーツの交流を深めます。

◆ 生涯スポーツ・レクリエーション環境の整備充実（生涯学習課）

- 市民総合体育館は、市民のスポーツ活動の拠点として、より市民に親しまれる施設となるよう管理運営に努めます。各種大会を積極的に誘致、開催するとともに、スポーツジム・スタジオの利用促進に努めます。
- 運動公園・第2運動公園は、市民が安全・安心に活動や大会などに取り組めるよう、関係部署と連携を図りながら、効率的かつ効果的な施設運営、維持管理を進めます。
- 富士見ガーデンビーチは、夏季における生涯スポーツの推進や市民の憩いの場所として、安全・安心かつ楽しい施設となるよう管理運営に努めます。
- 市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場となる学校体育施設開放（小・中学校のグラウンド・テニスコート・体育館）については、安全・安心に施設が利用できるよう、利用団体をはじめ、学校、関係部署と連携を図りながら運営を進めます。

基本方針Ⅲ 組織の総合力を生かした教育の推進

多様化する教育課題に対応するために、学校教育と社会教育、それぞれの目的を達成するための条件整備を進めるとともに、効果的な運営のための相互連携はもとより、市長部局との横断的な連携を図るなど、行政組織の総合力を生かした教育行政を推進します。

基本目標 1 開かれた教育委員会運営の推進

《現状と課題》

- ・教育委員会会議を充実させるために、教育委員による議案の事前協議や現状と課題を把握する機会に位置付けている教育委員協議会を実施しています。
- ・市民に開かれた教育委員会をめざして、積極的に情報発信することが必要です。

《施策の内容》

◆ 教育委員会会議及び教育委員協議会の充実（教育政策課）

- 教育委員会会議の会議録と教育委員協議会の開催状況を継続して公開します。

- 教育委員による学校、公民館などの訪問や教育関係者との懇談により、教育の現状と課題を把握し、教育行政への反映に努めます。

◆ 市民参加・協働で進める教育関係委員会の充実（全課）

- 各種委員会や審議会などに公募委員や女性委員を積極的に登用し、幅広い層の市民参加により、教育課題の解決に向けた協議が充実するよう努めます。

基本目標2 計画的で効果的な教育行政の推進

《現状と課題》

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成20年度から「事務事業の点検・評価」を毎年度実施し、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表しています。
- ・教育行政を効率的・効果的に推進するため、職員の適正な人事管理や、専門性を高める人材育成が求められています。

《施策の内容》

◆ 効率的、効果的な教育施策の推進（教育政策課、全課）

- 本計画の進行管理にあたっては、「事務事業の点検・評価」により本計画における各施策の実施状況、成果、課題などについて点検・評価を行います。さらに、P D C Aサイクルを基に、「事務事業の点検・評価」を踏まえた成果の共有化や課題解決に向けた改善を図り、基本目標の実現に向けた教育施策を展開します。
- 教育施策の企画や立案に際して、関係機関との総合的・横断的な調整に努めます。

◆ 人事管理及び人材育成（教育政策課、全課）

- 複雑化・多様化する教育課題や新たな取組みに適切かつ迅速に対応できるよう、職員を適正に配置していくとともに、指導主事や社会教育主事など、職員の専門性を高める研修機会を充実します。また、市民との協働による事業の推進など社会変化に柔軟に対応するため、業務改善の意識を常に持ち、自ら資質向上に取り組む人材育成に努めます。

基本目標3 教育委員会と関連部局との連携

《現状と課題》

- ・生涯学習の推進や文化振興、子育て支援、介護予防、防災防犯など、関連する市長部局との連携により各種の事業に取り組んでいます。
- ・教育委員会事務局と学校や公民館などが連携し、地域の教育的課題に取り組む必要があります。
- ・平成27年度に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。この法律に基づき、平成27年度、市長により総合教育会議（市長、教育長及び教育委員会委員で構成される会議）が設置され、教育委員会と市長部局の連携がより緊密なものとなっています。
- ・総合教育会議において協議を行い、平成29年度に、本市が目指すべき教育の根源となる「いのち」の尊さや人間尊重を基本理念として示した富士見市教育大綱が市長により策定されました。

《施策の内容》

- ✧ 教育委員会事務局と教育機関との連携強化（教育政策課、全課）
 - 教育委員会事務局は、学校や公民館などの教育機関と連携するとともに、学校運営支援者協議会や地域まちづくり協議会などと情報の共有を図り、地域の教育的課題に的確に対応するよう努めます。
- ✧ 市長部局との横断的な教育施策の連携（全課）
 - 市長部局における子育て支援や文化振興、生涯学習に関する各所管と情報の共有化を図り、教育施策への横断的な取組みを進めます。
 - 地域コミュニティの醸成に向け、小学校区や公民館区単位の取組みに積極的に参加します。
- ✧ 市長部局における教育関連個別計画等との連携・推進（全課）
 - 富士見市教育大綱、富士見市総合計画第5次基本構想・後期基本計画（平成29年度開始）に掲げた理念及び目標を実現するとともに、市長部局の各個別計画において、教育委員会における施策の方向性を確認し、共通目標の達成に向けて連携した取組みを進めます。